

自転車の 歩道通行

迷いやすいポイント

自歩可の歩道は、道路の左右どちら側でも通行できます

よくある誤解

Q.

自転車は、必ず左側の歩道を
通らないといけないの？

A.

自歩可の歩道は、
道路の左右どちら側でも通行できます。

道路交通法上、歩道の「左側に限る」という規定はありません。

(道路交通法第63条の4)

※歩道内は、車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

自歩可とは？

「自転車及び歩行者専用」の
標識などがある歩道のことです。



(標識の例)

自歩可の歩道は、
左右どちら側も通行できます

左右どちら側の歩道も通行できます

車道は左側通行が原則です

こちら側の歩道も
通行できます！

こちら側の歩道も
通行できます！

法律上の根拠

道路交通法 第63条の4 (抜粋)

普通自転車は、歩道を通行する
ことができる場合(中略)は、
歩道の車道寄りの部分を徐行し、
歩行者の通行を妨げることとなる
ときは、一時停止しなければなら
ない。

この条文には、
「歩道は道路の左側に限る」
という規定はありません。

そのため、道路の左右どちら側の
歩道も通行できます。



※自歩可の歩道は道路の左右どちら側でも通行できますが、歩道では自転車同士が正面で出会うおそれもあります。
安全のため、できるだけ車道の左側通行に準じた走行を心掛けてください。

必ず守りたいポイント(歩道を通行するとき)

1 車道寄りを徐行

歩道の中央や歩行者の
近くは通らず、車道寄りを
ゆっくり走りましょう。



2 歩行者優先

歩行者の通行を妨げるときは、
一時停止しましょう。



3 安全確認

交差点の出入り口などでは、
歩行者や車の動きに注意して、
安全確認をしましょう。



ご注意ください

右側の歩道から、そのまま車道へ
出て右側通行を始めると、**逆走**
になります。



！ 自転車は「車両」です。ルールを守って、安全で思いやりのある通行を心がけましょう。

※詳しくは、警察庁のホームページをご覧ください。警察庁 自転車の交通ルール